

平成十年厚生省令第四号

理容師法施行規則

第一項並びに第二十条、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百三十四号)附則第五条第一項及び第二項並びに理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)第四条の規定に基づき、並びに理容師法を実施するため、理容師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十一号)の全部を改正するこの省令を次のように定める。

目次

第一章 免許及び登録(第一条―第十条)

第二章 理容師試験(第十一条―第十八条)

第三章 理容所等(第十九条―第二十八条)

附則

第一 章

免許及び登録

(免許の申請手続)

第一条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十号)以下「法」という。第二条の規定により理容師の免許を受けようとする者は、様式第四号による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号)第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者)においては、旅券その他の身分を証する書類の写し。第三条第二項において同じ。)(出入

二 精神の機能の障害に関する医師の診断書(法第七条第一号の厚生労働省令で定める者)である者は、精神の機能の障害により理容師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。(治療等の考慮)

第一条の三 厚生労働大臣は、理容師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると

認める場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

(理容師名簿の登録事項)

二 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)

一 登録番号及び登録年月日

認められる場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けていた治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

は、次に掲げる事項を登録する。

八 若しくは理容師免許証明書(以下「免許証」という。)に処分をした者

六 免許取消しの処分年月日及び理由

七 再免許のときは、その旨

八 理容師免許証(以下「免許証」という。)

九 登録の消除をした場合には、その旨並びに月日

九 登録の消除をした場合には、三十日以内に、名簿の訂正

九 登録の消除をした場合には、三十日以内に、名簿の訂正を申請しなければならない。

第六条 理容師は、免許証又は免許証明書を破り、汚し、又は失つたときは、免許証の再交付を申請することができる。

前項の申請をするには、様式第四による申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第一項の申請をする場合には、手数料として四千五百円を国に納めなければならない。

免許証又は免許証明書を破り、又は汚した理容師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証又は免許証明書を添付しなければならない。

第六条 理容師は、免許証又は免許証明書の書換え(再交付)の見出し及び同条第一項を除く。中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第五条の見出し及び同条第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」とある。第六条第三項及び第八条第二項の規定は適用しない。

第六条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分の内容及び処分を行った年月日

四 第二章 理容師試験

(法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間)は、毎年のとおりとする。

五 第一条の二 法第五条の三第一項に規定する指定を受けた者(以下「指定登録機関」という。)が理容師の登録の実施等に関する事務を行う場合における第一項、第二項及び第五項並びに第七条第一項第一項、第二項及び第五項並びに第七条第一項第一項第一項の見出しを含む。)第六条の見出し、同条第一項、第二項及び第五項並びに第七条第一項第一項第一項の規定の適用については、これら

筆記試験
関係法規・制度
衛生管理
保健
香粧品化学
文化論
理容技術理論
運営管理

実技試験
理容実技
(試験の免除)

第十三条 筆記試験又は実技試験に合格した者について、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した理容師試験に引き続いだ行われる次回の理容師試験に限り、その合格した試験を免除する。

2 美容師法第三条の規定により美容師の免許を受けた者については、その申請により、理容技術理論を除く筆記試験を免除する。
(試験施行期日等の公告)

第十四条 試験を実行する期日及び場所並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、官報で公告する。

(受験の手続)

第十五条 試験を受けようとする者は、様式第五による受験願書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の受験願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三条第三項に規定する指定を受けた理容師養成施設の卒業証明書
二 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

(合格証書の交付)

第十六条 厚生労働大臣は、理容師試験に合格した者に合格証書を交付するものとする。

(合格証明書の交付及び手数料)

第十七条 理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣に合格証明書の交付を申請することができる。

2 前項の申請をする場合には、手数料として千五百五十円を国に納めなければならない。
(手数料の納入方法)

第十八条 法第四条の二第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合における第十五条第一項、第十六条及び第十七条の規定適用については、これらの規定中「厚生労働大

臣」とあり、「國」とあるのは、「指定試験機関」とする。

第二十条 法第十一條第二項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

2 第一項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

3 第一項に規定する場合においては、前条の規定は適用しない。

第三章 理容所等

(開設の届出)

第十九条 法第十一條第一項の規定による理容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによつて行うものとする。

1 理容所の名称及び所在地

2 開設者の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

3 法第十一條の四第一項に規定する理容所にあつては、管理理容師の氏名及び住所

4 理容所の構造及び設備の概要

5 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

6 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合

7 開設予定年月日

8 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所（美容師法第二条第三項に規定する美容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該美容所の名称

9 開設しようとする理容所と同一の場所で美

10 理容師法第十一條第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時に同一の場所で行なわれる。）

11 理容師法第十一條第一項の届出書には、同項第六号に規定する疾病的有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

12 法第十一條の四第一項に規定する理容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たつては、前項の書類のほか、当該理容所の管理者が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

13 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

14 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続開始の年月日

15 理容所の名称及び所在地

16 外国人が第一項の届出をするに当たつては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

3 合併による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

4 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

5 合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

6 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

7 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により分割による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

8 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

9 前項の届出書には、営業の譲渡が行われたことを証する書類を添付しなければならない。

10 第十九條第四項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

11 第二十一条 法第十一條の三第二項の規定により相続による理容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該理容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。

12 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄

13 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続開始の年月日

14 理容所の名称及び所在地

15 外国人が第一項の届出をするに当たつては、第二項の書類のほか、当該理容所の管理者が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

16 労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

17 次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であることを。(講習会の指定基準)

科目	理容師法第十一條の四第二項の厚生労働大臣の定める基準
公衆衛生	第一次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であることを。(講習会の指定基準)
理容所の衛生管理	十四時間

2 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七條第五項の規定によつては、その旨を記載した届出書を提出する。

第三条 理容師法及び美容師法の一部を改正する

法律(平成七年法律第二百九号)附則第三条の規定により同法第二条の規定による改正後の美容師法の規定による美容師試験を受けることができるものとされている者については、第一条の規定による改正後の理容師法施行規則第十一條ただし書の規定の適用に当たつては、美容師法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則第十一條前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者とみなす。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令
第一号）抄

第一条 二の省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

で定める様式（次項ごと、て「田様式」）

う。)により使用されている書類は、この省

に、この正徳の二十九歳の名を一定とすると

旧様式による用紙については、合理的に必

と詠められる範囲内で、当分の間これを取

附則（令和元年九月一三日厚生労働

卷之三

సామాజిక పరిశ్రమలు

附則（令和二年七月一四日厚生労働

(第〇四一 第八回)

この省令は
令和二年二月五日から施行

附則（令和二年三月八日厚生労働

卷之三

二の省令は、令和三年四月一日から施行

る。

（續述指掌）

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一〇一號抄

(施行期日)

第一条 この省令は、生活衛生関係當業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

樣式第
1

第七条 施行日前に営業を譲り受けた者に係るこの省令による改正前の理容師法施行規則第十九条の規定の適用については、なお従前の例によ

樣式第2

様式第3

備考

- 1 会員登録には、登録しないこと。
- 2 会員登録は、必ず行うこと。
- 3 個別認証機能(会員登録)の場合は、所定の手順により、会員登録を終了し、収入印鑑は貼らないこと。
- 4 先着順(免許登録)での登録を希望する場合は、「日替・通常登録」欄に登録を記入すること。
- 5 外部登録での、免許登録(免許登録登録)に連絡件の登録を希望する場合は、「連絡・連絡登録」欄に連絡件を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、A4(横)40mmです。